第5章 生活・生業の変遷による重要な構成要素

第1節 文化的景観を構成する要素の抽出

第1章で示した既往の調査によって明らかになった鉄輪温泉地区と明礬温泉地区の文化的景観を構成する要素を抽出し、それぞれ表5-1、表5-2に示す。

表5-1 鉄輪温泉地区の構成要素

	構成	要素							主業		規制の施策(現時点)	
		詳細	概要	自然的	歴史的	社会的	共同温泉 入湯習化	设置型法 分置俗	観光習俗	共通	細部	大枠
		◆蒸し湯			-	0	0	Δ.	-	-		
		◆渋の湯 ◆地獄原温泉			-	0	0	<u> </u>	+ -	+-	沒身注(十公旧禮格家議会沒身如会由網)	
	●共同浴場	◆上人の湯	古くから住民に利用されてきた。	Δ Δ	-	0	0	Δ.	-	-	温泉法(大分県環境審議会温泉部会内規) 建築基準法に基づく確認申請 <建築物に関する行為規制>	
		◆筋湯 ◆谷の湯			-	0	0	Δ	+ -	+-	XESCISICIN 9 -0 11 4-0795-0-17	
		◆熱の湯			-	0	0	Δ		-		_
建造物	●旅館(建物)	◆富士屋旅館 ◆誠天閣	国登録有形文化財として、当時の姿を保っている。 休業中であるが、建物は当時の姿を保っている。	-		0	0	+ -	Δ	+ -	文化財保護法に基づく行為制限	+
	●旅館	-	」温泉旅館として、原風景形成期から景観を形成しており、古い建築様式を保つものである。その一方で、ターゲット	-	-	0	0	-	Δ	-		
	●貸間旅館<現在まで継続して営業中のもの>●商店跡	- ◆元の安楽屋	とする客層の変化などに応じた改築を行い、外観を変化させているものがある。	-	0	Δ	-	0	+ -	+ -	1	
	●診療所跡(鉄輪、熱の湯付近)	-	湯治場としての機能を考える上で有機的な関連がある。 湯治場に伴う生業を象徴する要素である。 鉄輪温泉湯浴み祭の舞台となる。		0	-		0	-	-	1	
	● 小売商店 ● 食堂·飲食店	-			Δ	0	+ -	0	 -	 -	建築基準法に基づく確認申請 <建築物に関する行為規制>	
		◆温泉山永福寺 ◆温泉神社			0	0		-	-	0		İ
	●寺社	◆湯乃徳稲荷	以前の温泉神社の場所に新しく御稲荷様を祀る。			Δ		<u> </u>	-	0		· '
	●外構	◆西福寺 ◆石垣	江戸時代に福田寺の草庵があり、西念寺に寄進され、本堂焼失後現在は新寺として建てられる。 「別府石」を用いて作られる。	-	-	0	+ -	+-	 -	0	-	
	→ 2Ff(t)	▼ 12 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	· MM 412 mv· CIFO4000	_	0	+ -	-	-	+ -	-		<別府市景観計画>
		◆洗濯場	温泉地ならではの遺構である。		0		0	0	-	-		
	●温泉遺構	◆蒸し湯跡 ◆熱の湯湯元跡		-	0	+-	0	0	-	-	1	
		◆元湯跡石碑	場所を象徴する要素である。	-	0	-	0	0	-	-	<工作物に関する行為規制>	
		◆永福寺再興之碑 ◆大谷光瑞氏碑		-	0	+ -	+ -	+=	+ -	0		
工作物		◆光瑞上人五十回忌記念碑	■ 療養のため別府に滞在した大谷光瑞の足跡を象徴する要素である。		0	-	1 -	-	1 -	0		
		◆「渡辺医院」石門<吉賀循環器・内科前> ◆地蔵・薬師像	湯治場としての機能を考える上で有機的な関連がある。 湯治場に伴う信仰を象徴する。	-	0		-	-	<u> </u>	0	<u> </u>]
	●石造物	◆国東塔<白池地獄内>	観光の目玉として創業者が外部から持ちこんで庭園を形成した。県指定有形文化財である。		0	Δ		-	-	0	大分県文化財保護条例に基づく届出	
		◆向原石幢<与池地獄内> ◆石塔<神和苑内>	旧九条邸別邸にあったもの。在地の石造物として、庭園を形成する。	-	0			<u> </u>		0	-	1
	●地獄釜		古くから住民に利用されてきた。	Δ	-	0	-	Δ	- -	-	温泉法(大分県環境審議会温泉部会内規)	4
道路工 作物	●「別府石」の石畳	◆富士屋旅館前	場所を象徴する要素であるが、形態が変化している。 「下駄の音が似合う湯治場」に欠かせない要素である。		O A	0	-	 -	<u> </u>	0	<工作物に関する行為規制> 道路法	†
11-19	●道-路地	- ◆鬼石坊主地獄	生活道路や付随する側溝から湯けむりが立ち上り、別府独特な景観を象徴している。	Δ_	=	0	+ =	- -	- 0	0	运的法	4
		◆鬼山地獄	観光業の発達に伴い、目玉として利用されている。		-	0	-	Δ	0	-		
		◆かまど地獄 ◆山地獄			-	0	 -		0	 -	温泉法(大分県環境審議会温泉部会内規)	
	●地獄	◆金龍地獄		-	0	Δ	-	-	- 0 -			
観光施		◆海地獄 ◆白池地獄	約1,200年前に鶴見岳の爆発によりできたと伝えられる。<名勝指定> 掘削され、見物客を集めることで観光業に貢献する。<名勝指定>	0	0	0	+ -	+ -	0	+ -	文化財保護法に基づく行為制限(名勝指定部分)	
設		□鉄輪地獄<現在の陽光荘>	地獄めぐりのコースに含まれて観光業に資したが、源泉の枯渇により消失した。	-	0		-	-	0	-		1
		口十万地獄 口言園地獄	源泉の枯渇により消失した。	-	0	+ -	+ -	+ -	0	+ -	-	
		◆ひょうたん温泉	観光業の発達に伴い、目玉として造られた。	Δ	-	0	-	-	0	-	建築基準法に基づく確認申請	†
	●温泉観光施設	◆ヤングセンター□神和苑庭園	芝居小屋から発展して、温泉地で芝居を見学するという近代温泉観光地のスタイルを形作る。 観光の目玉として創業者が庭園を形成した。	-	0		+ -	+ -	0	+ -	< 建築物に関する行為規制> < 工作物に関する行為規制>	+
		(◆大平山)		0	-	Δ	-	-	-	0	11 131 -134 7 (0.17)	1
		(◆内山) (◆鶴見岳)	-	0	-	Δ	-	+ -	-	0	風致地区内における建築等の規制に関する条例	
	•ш	(◆実相寺山)	- - 借景として湯けむり景観の形成に欠かせない。	0	-	Δ	-	-	-	0	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 地すべり等防止法	
地形		(◆伽藍岳) (◆高平山)	1	0	-	Δ	-	-	-	0		<鉄輪温泉地区温泉 湯けむり重点景観計画>
		(◆高崎山)		0	-	Δ	-	-	-	0	-	
	●港湾	(◆別府湾)	高温排水の流入により、川面から湯けむりが上がる独特な景観を生み出す。また、かつて蒸し湯に用いるセキショ	0	-		-	+-	+	0	港湾法	
		◆平田川	ウが採れていたが、護岸工事により植生環境が失われる。	0	0	_ ^				0	砂防法(砂防指定区域)	1
	●植物群落	◆鉄輪のスダジイ群落◆鉄輪のタブノキ群落	過去の植生の痕跡を示し、斜面崩壊防止等の防災上の役目も果たしている。	0	-	+ -	+ -	-	+ -	0		
		◆鉄輪のアカガシ<湯乃徳稲荷周辺>			-	-	-	-	-	0		1
植生		◆ホルトノキ<大谷公園> ◆クスノキ<永福寺>		0	_ -	-	-	-	_ -	0	通常管理を除き届出	
	●樹木	◆イチョウ<みなとやの裏>	- 市街地の中の貴重な緑である。 	0	=		-	-	-	0	-	
		◆ブーゲンビリア<大黒屋>◆ウスギモクセイ<富士屋旅館>				+ -	 -	 -	<u> </u>	0	(大分県特別保護樹木)	1
	●気液分離装置<タンク> ■掘削泉	- -	1基は、1910~1949年に上総掘りで掘削された後、ボーリング技術の発達により維持されている。 観光業の発達に伴う掘削により出現した要素である。	 -	0	0	+ -	 -	 -	0		
水 温泉	●湯けむり	-	観光業の発達に伴う掘削により出現し、景観を象徴する要素である。	0	0			-	-	0	温泉法(大分県環境審議会温泉部会内規)	_
22,000	●地熱、温泉熱 ●温泉水		別府の温泉を生み出す源として必要不可欠である。 温泉利用に欠かせない要素である。	0	-	- 0	-	-	-	0	1	
		◆井田1組	温水型用に入がでない。		Δ	0	0	0	Δ	0		
		◆井田2組 ◆井田3組		-	Δ			0	Δ	0	1	
		◆井田4組			Δ	0	0	0	Δ	0	1	<別府市景観計画>
		◆井田5組 ◆風呂本1組			Δ			0	<u> </u>	0		
		◆風呂本2組			Δ	0	0	0	Δ	0	1	
		◆風呂本3組 ◆風呂本4組			Δ		0	0	Δ	0		
		◆風呂本5組		-	Δ	0	0	0	Δ	0	都市計画法	<鉄輪温泉地区温泉 湯けむり重点景報計画>
		◆風呂本6組 ◆鉄輪上1組		-	Δ		0	0	Δ	0		
		◆鉄輪上1組 ◆鉄輪上3組 ◆鉄輪上5組	生活・生業上の地域的な単位となっている。	-	Δ	0	0	0	Δ	0		
街区	●自治会街区			-	Δ		0	0	0	0		
		◆鉄輪東6組		-	Δ	0	0	0	0	0		
		◆鉄輪東10組-1 ◆御幸1組		E		0	0	-	0	0		
		◆御幸2組		<u> </u>	Δ	0	0		0	0		
		◆御幸3組 ◆御幸4組			Δ	0	0	_ -	0	0		
		◆御幸5組一1		_	Δ	0		-	0	0		
						1 0			0	0		
		◆御幸5組一2 ◆御幸6組		-	Δ	0	0	-	0	0		
		◆御幸6組 ◆御幸7組		-	Δ	0	0	-	0	0	-	
		◆御幸6組		- - -	Δ Δ Δ	0 0	0	- - - -				

()内は、選定予定区域外に所在する。

表5-2 明礬温泉地区の構成要素

	構成要素		概要		所在地						生業			対応する施策(現時点)	
							※特性		湯の花製造	共同温泉入		\top			
		詳細		旧天領	旧森藩領	自然的	歴史的	社会的	習俗	湯習俗	湯治習俗	観光習俗	共通	細部	大枠
	●湯の花組合事務所跡<倉庫に転用>	-	明礬地区の産業を象徴する要素である。	-	0	-	Δ	0	0	-	- 1	-	- 1	建築基準法に基づく確認申請	
	●板張り・鎧張りの建物群		酸性の強い噴気により、劣化する建物をメンテナンスしやすいよう対処した結果見られる要素である。	0	-	-	Δ	0	0	-	-	-	-	<建築物に関する行為規制>	別府市景観計画
		◆神井泉		0	-	-	-	0	-	0	-	-	-		
	●共同浴場	◆地蔵泉	古くから住民に利用されてきている。	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-	温泉法(大分県環境審議会温泉部会内規) 建築基準法に基づく確認申請	
	▼ 八 IPJ/口 /gg	◆鶴寿泉	1 (a 5 E 26 1 7 M C 1 4 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C		0	-	-	0	-	0	-	-	-	〈建築物に関する行為規制〉	
		(◆とびの湯)		-	0	-	-	0	-	0	-	-	-		
	●旅館	<◆6件>	温泉旅館として原風景形成期から景観を形成しているが、建物自体は大半が大火の後建て替えられている。	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-		
建造物		<◆元旅館2件>		0	-	-	Δ	0	-	-	0	-		建築基準法に基づく確認申請	
	●商店	◆阿部商店	湯治場に伴う生業を象徴する要素である。	-	0	-	0	0	-	-	0	-			
	●売店·食堂	◆岡本屋売店	国道整備後の地区の生業を象徴する要素である。	<u> </u>	0	-	0	-	-	-	Δ 0	-	-		
	●寺社	◆脇屋商会 (◆明礬薬師寺)	湯治場に伴う信仰を象徴する要素である。	_	0	_	0	Δ			_	_	0	<建築物に関する行為規制>	
	●公民館	(▼奶看来叩寸/	かつて神社だったものを転用している。	0	-	_	Δ	0	-	-	- 1	_	0		
		◆石垣	「別府石」を用いて作られ、隙間から洩れる湯けむりは独特のものがある。	0	0	Δ	_	0	-	-	- 1	-	0		
	●橋	◆明礬大橋	温泉や周囲の景観に配慮して建造され、景観を形成する。	-	0	-	-	0	 -	-	-	-	0		
	●湯の花小屋	=		0	0	Δ	Δ	0	0	-	- 1	-	-	-	
	●その他工作物	◆湯の花製造所の石製門	明礬地区の産業を象徴する要素である。	0	-	-	-	0	0	-	- 1	-	-		
	A.T.	◆湯の花組合創立記念碑		-	0	-	0	-	0	-	- 1	-	-		
	● 碑	◆瀧蒸浴場施設記念碑	生活や生業を象徴する要素である。	-	0	-	0	-	-	0	- 1	-	-	〈工作物に関する行為規制〉	
工作物	●温泉遺構	◆地蔵泉滝湯跡	温泉地ならではの遺構である。	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-		
	●温水恩悟	◆薬師湯滝湯跡	/	-	0	-	0	-	-	0	-	-	-		
	●石造物	◆地蔵·薬師像	湯治場に伴う信仰を象徴する要素である。	0	0	-	0	Δ	-	0	-	-	-		
	●地獄釜	-	古くから住民に利用されてきている。	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	温泉法(大分県環境審議会温泉部会内規)	
	●その他工作物	◆明礬停留所石柱	停留所の開設に伴い設けられたが、形態が変化している。	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	<工作物に関する行為規制>	
道路	●道·路地 	-	生活道路や付随する側溝から湯けむりが立ち上り、別府独特な景観を象徴している。	0	0	Δ	-	0	-	-	-	-	0	道路法	
観光施設	●地獄	◆明礬地獄	観光業の発達に伴い、目玉として利用されている。	0	-	Δ	-	0	-	-	-	0	-	温泉法(大分県環境審議会温泉部会内規)	
	●山林	(◆大平山)		<u> </u>	-	0	-	Δ .	-	-	-	-	0	風致地区内における建築等の規制に関する条例 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 地すべり等防止法	
		(◆内山)	- - - - - - -	<u> </u>	-	0	-	Δ	-	-	-	-	0		
		(◆鶴見岳) (◆実相寺山)		<u> </u>	_	0		Δ	-	_	-		0		
		(◆伽藍岳)		<u> </u>	-	0	_	Δ			 -	_	0		
地形		(◆高平山)			-	0	_	Δ	-	-	- 1	_	0		
		(◆高崎山)		_	-	0		Δ	 	-	 	_	0	_	_
	●港湾	(◆別府湾)	1		-	0	-	Δ	-	-	- 1	-	0	港湾法	
	◆平田川(・とび川) ◆河川 ◆明礬川			0	0	0	-	-	-	-	- 1	-	0	(別府市法定外公共物の管理に関する条例)	-
			高温排水の流入により、川面から湯けむりが上がる独特な景観を生み出す。	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0		
	(◆明礬のアカマツ・コナラ群●植物群落◆ケツクシテンツキ群落		#=											風致地区内における建築等の規制に関する条例	
			借景として湯けむりを引き立て、保水源として重要である。	h	-	0	-	-	-	-	-	-	0	115 2 (1 /r/c pt - 1) - t	別府市景観計画
担任			環境省のレッドリストに絶滅危惧 II 類として登録される(ツクシテンツキとして)。 硫黄分を多く含む噴気によりft		0	0	- 1	_	1_	_	_		0	(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)	
		▼ケックノランナー	の植物が生えないことで生息する。	0		0								(配成ののでものののまで工業)他物の性の体付に関する方は	
	●掘削泉	-	観光業の発達に伴う掘削により出現した要素である。	0	0	-	0	0	-	-	-	-	0		
ル・ヨウ	●気液分離装置〈タンク〉	-	1886年~1936年に上総掘りで掘削された後、ボーリング技術の発達により維持されている。	-	0	-	0	0	-	-	-	-	0		
水•温泉 資源	●湯() むり	-	観光業の発達に伴う掘削により出現し、景観を象徴する要素である。	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0	温泉法(大分県環境審議会温泉部会内規)	_
	●地熱、温泉熱	-	別府の温泉を生み出す源として必要不可欠である。	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0		
	●温泉水	-	温泉利用に欠かせない要素である。	0	0	-	-	0	-	-	-	-	0	+ 11 D D D + 12 - 14 - 2 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15	
無形	●明礬製造→湯の花製造技術 -		明礬地区の産業を象徴する要素である。	0	0	Δ	Δ	0	0	-	-	-	-	文化財保護法に基づく無形民俗文化財の保存	
	◆明\$ ◆明\$ ◆明\$ ◆明\$	◆明礬1組 ◆明礬2組		0	0	-	-	0	0	0	Δ	0	0		別府市景観計画
		◆明礬3組	生活・生業上の地域的な単位となっている。	0	0	-	-	0	0	0	Δ	0	0		
街区		▼明礬3組 ◆明礬4組		0	0		_	0	0	0	Δ	0	0	都市計画法	
		◆明礬6組		-	0	-	-	0	0	0	Δ	0	0		
		◆明礬7組		0	0	-	-	0	0	0	Δ	0	0		

届出の必要な重要な構成要素

注*: 自然的特性…地形・地質・動物相・植物相・水利・水文・気候等 ※歴史的特性…当該文化的景観が成立した時から現在までの土地利用の重層 ※社会的特性…生活・生業・景観認知等

()内は、選定予定区域外に所在する。

※湯の花製造習俗・明礬製作技術を応用して湯の花を製造する独自の技術、及びそれに関連する習俗

※観光習俗・・温泉資源を用いることから始まり、観光客を呼び込むための様々な手法を観光総合産業として発達させてきている習俗

※共同温泉入湯習俗・・地元住民が日常的に公衆の共同浴場に通い、さらにそこが交流の場となっている習俗

※湯治習俗・外来客が湯治のため長期間にわたり滞在して自炊生活をする習俗、及びそれを支える宿泊業や小売業等の生業

第2節 重要な景観構成要素

第1節で挙げた構成要素のうち、重要文化的景観の価値を示す重要な景観構成要素について、以下説明する。

構成要素名:蒸し湯 位置:鉄輪温泉地区

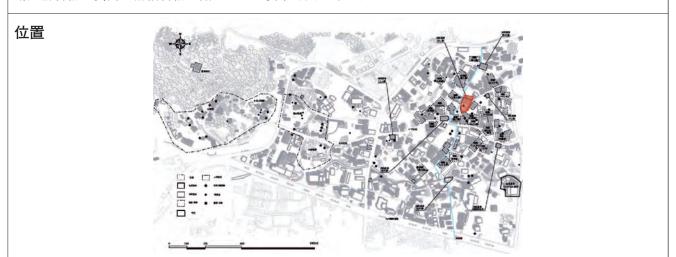
種類:建造物 小分類:共同浴場



概要

建治2年(1276)頃に、時宗の開祖である一遍上人が別府に立ち寄り、湯滝山松寿寺(現在の温泉山永福寺)を開くとともに、鉄輪の地獄を鎮めて湯治場とした際に開かれた温泉の一つという伝承が残っている。石室の中に地熱や温泉熱による高温の蒸気を引き込み、床にセキショウを敷いて横たえ、発汗作用を促す一種のサウナであり、温泉治療の場として古くから利用されてきた。昭和10年(1935)に朝日村と別府市の合併に伴い市営化された。

利用され続けた中で改修を繰り返し、平成18年(2006)に建物の老朽化等に伴い現在の位置に建て替えられたものの、蒸風呂の共同浴場としての機能は健在で、現在も稼働し続けており、鉄輪温泉地区における共同浴場入湯習俗や貸間型湯治習俗を語る上で必要不可欠である。



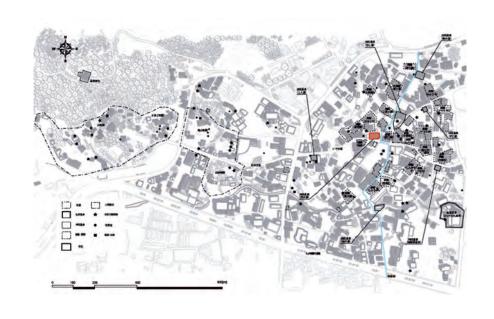
構成要素名: 渋の湯 位置: 鉄輪温泉地区

種類:建造物 小分類:共同浴場



概要

明治28年(1895)に、それまであった渋の湯(下渋の湯)の側に新築され、対比する形で「上渋の湯」と呼ばれ、市営温泉として開設された。その後、本来の渋の湯が区営の「元湯」と呼ばれるようになった頃に「渋の湯」の呼称が定着し、現在に至る。現在の外装は平成10年(1998)に改築されたもので、それ以前から改修を受けているものの、地元住民や観光客に共同浴場として利用され続けており、鉄輪温泉地区の生活面を語る上で一翼を担っている。



構成要素名:地獄原温泉

位置:鉄輪温泉地区

種類:建造物

小分類:共同浴場



概要

明治時代にはすでに共同浴場として開設され、昭和初期まで男女混浴だった。昭和22年(1947)に受益地域の有志が世話人となって、組合員を中心に利用される共同浴場として改築され、砂湯も造られたが、現在は使用されていない。その後、昭和30年(1955)以降、維持管理や給湯先の変更などが相次ぎ、施設内の改修等も行われているものの、地元の共同浴場としての機能を保ち続けており、共同浴場入湯習俗を語る上で一翼を担っている。



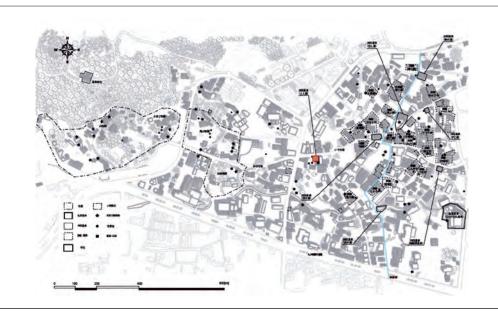
構成要素名:上人の湯 位置:鉄輪温泉地区

種類:建造物 小分類:共同浴場



概要

戦前にはすでに開設され、組合員のみ利用できる共同浴場として現在地にあり続けている。外装は何度か改築を受けて変化しているものの、共同浴場として現在も稼働している。利用者の大半が徒歩圏内の地元住民であり、鉄輪温泉地区における生活面を語る上で一翼を担っている。



構成要素名:筋湯

位置:鉄輪温泉地区

種類:建造物

小分類:共同浴場



概要

昭和29年(1954)にはすでに共同浴場として存在していた。かつて隣接していた旅館の経営者によって開設され、周辺に多くの貸間旅館が建っていた。温泉の効能の高さを売りにしており、「身体の筋が良くなるように」という意味合いを込めて命名されたほどである。貸間旅館を利用した鉄輪温泉地区の湯治習俗を現在に伝える一環として欠かせない。



構成要素名:谷の湯

位置:鉄輪温泉地区

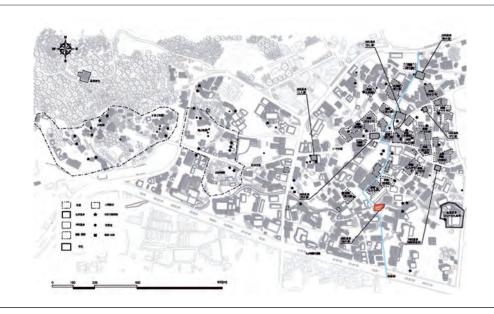
種類:建造物

小分類:共同浴場



概要

弘化2年(1845)に作成された『鶴見七湯廼記』にも記述がある古くからの共同浴場である。浴室は建物の 1階部分に設けられ、2階部分は北中地区の公民館として利用されている。共同浴場の建物2階部分を公民館 として利用するのは別府市内では多く見られ、別府の独自性を示すとともに、地元住民の日常生活を語る上で 欠かせない。



構成要素名:熱の湯

位置:鉄輪温泉地区

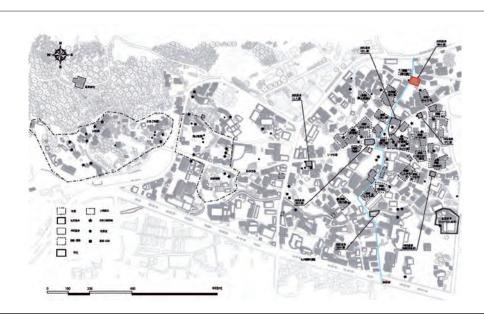
種類:建造物

小分類:共同浴場



概要

建治2年(1276)頃に、時宗の開祖である一遍上人が別府に立ち寄り、鉄輪の地獄を鎮めて湯治場とした際に開かれた温泉の一つという伝承が残っている。身体の熱を除去する効用があることから命名されたと伝えられ、地元住民のみならず遠方からも入湯客が訪れる。外装はその都度改修が行われており、現在では建物の2階部分が周辺地区の公民館として利用されている。共同浴場の建物2階部分を公民館として利用するのは別府市内では多く見られ、別府の独自性を示すとともに、地元住民の日常生活を語る上で欠かせない。



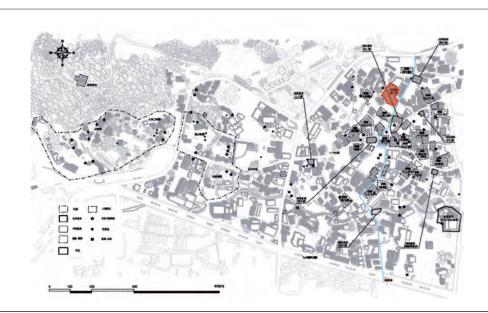
構成要素名:富士屋旅館(建物) 位置:鉄輪温泉地区

種類:建造物 小分類:旅館(建物)



概要

旅館としては明治27年(1894)に創業し、現在はギャラリーとしても利用されている。平成13年(2001)に主屋・前門・石垣・石段が国登録有形文化財に指定されており、平成16年(2004)に改修を受けて現在にいたる。主屋はT字形に近い平面の寄棟造り・桟瓦葺木造2階建で、正面玄関は軒先に反りがある入母屋造り・桟瓦葺平屋建て式である。前門は観音開き戸を持つ桟瓦葺の薬医門であり、石段は亀甲積に近い丁寧な石積である。石垣は金槌で叩く小さい凹凸の仕上げ(ビチャン仕上げ)を施した亀甲積に近い石積と、自然石の乱れ積の2種類の工法で積まれている。戦後は国の傷痍軍人収容所に指定され、また現在に至るまで建物の形状がほとんど変化していない。湯治場としての鉄輪温泉地区の歴史を語る上で、重要な位置を占める。



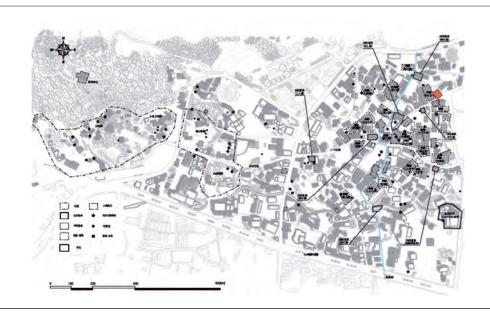
構成要素名:誠天閣(建物) 位置:鉄輪温泉地区

種類:建造物 小分類:旅館(建物)



概要

江戸時代から旅館として存在していたと伝えられており、現在も開業当時の形状を保っている。昭和30年 (1955) 頃までは殿様が使用していたという逸話から御座という名前で営業しており、戦後は国から傷痍軍人の収容場所に指定された。湯治場としての鉄輪温泉地区の歴史を語る上で、重要な位置を占める。



構成要素名:元の安楽屋

位置:鉄輪温泉地区

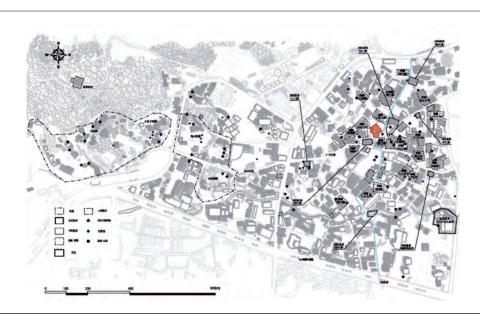
種類:建造物

小分類:商店跡



概要

呉服店として、湯治客向けの衣料品を扱っていたほか、貸間も併設していた。現在は店としての営業を行っていないものの、建物自体は古い様式を保っており、貸間型湯治習俗における湯治客や地元住民の生活・生業を語る上で歴史的な役割を果たす。



構成要素名:温泉山永福寺

位置:鉄輪温泉地区

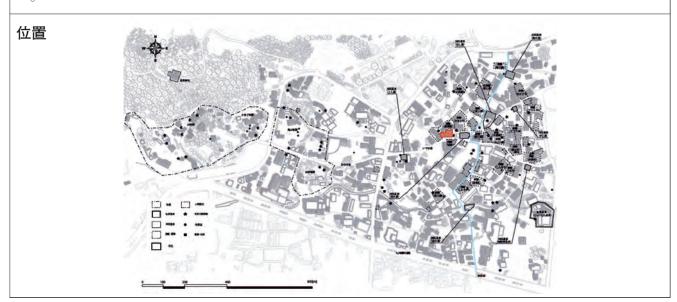
種類:建造物

小分類: 寺社



概要

大分県内唯一の時宗寺院で、一遍上人が別府を訪れた際に寄進を受けた湯滝山松寿寺が基となり、数度に渡る廃絶の後、明治24年(1891)に尾道の永福寺の寺号を借り受け、現在の温泉山永福寺となった。江戸時代には、松寿庵(松寿寺)を存続させるため、石風呂(蒸し湯)の入湯料を値上げして、一部を寺の燈明料として差し上げるようにするなど、古くから当地の温泉に関わる面が大きい。現在でも地元住民の有志による「鉄輪温泉湯浴み祭」の舞台となっており、鉄輪温泉地区における歴史的背景、及び生活・生業を語る上で欠かせない。



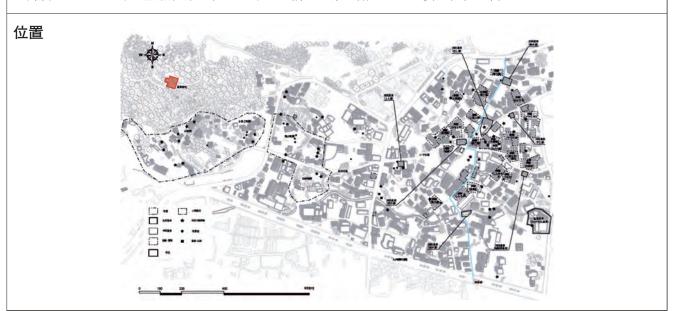
構成要素名:温泉神社 位置:鉄輪温泉地区

種類:建造物 小分類:寺社



概要

明治維新までは湯滝山松寿寺(現在の温泉山永福寺)の中で熊野社も祀られていたが、神仏分離令に影響された廃仏毀釈運動によって湯滝山松寿寺が廃寺になったのに伴い、現在の湯乃徳稲荷の場所に移され、さらに昭和43年(1968)現在の場所に移された。温泉山永福寺と共に、地元住民の有志による「鉄輪温泉湯浴み祭」の舞台となっており、鉄輪温泉地区における生活・生業を語る上で重要な位置を占める。



構成要素名: 渋の湯滝湯跡 位置: 鉄輪温泉地区

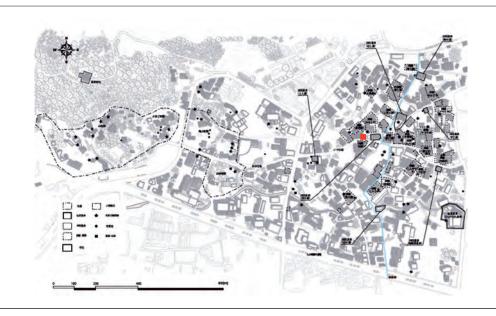
種類:工作物 小分類:温泉遺構



概要

渋の湯と温泉山永福寺の間に所在する。自然石による乱れ積の石垣の上に樋を設け、そこから滝のように流れ落ちる温泉水を浴びる為の設備である。「原風景形成期間」は利用客で賑わっていたものの、戦後ほとんど使われなくなり、現在は廃止されている。石垣の両脇にはそれぞれ日輪と三日月を象った堀込みがあり、中央には幅1.04m×高さ0.88mの板石に磨崖像が2体浮き彫りされている。

温泉利用の歴史的背景を示す貴重な遺構であり、また別府における生活・生業と独自性を語る上で欠かせない。



構成要素名:洗濯場跡 位置:鉄輪温泉地区

種類:工作物 小分類:温泉遺構

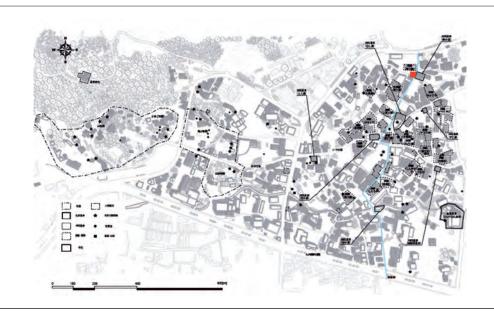


外装 (現時点)

内部 (現時点)

概要

弘化2年(1845)に作成された『鶴見七湯廼記』に「下熱の湯」として記載され、戦前まで温泉施設として利用されていたが、湯温が低く泉質が洗濯に適していたため、洗濯場として活用されるようになった。昭和50年代以降は、電気洗濯機の普及や湯が枯渇したことにより閉鎖されたものの、近年外装が作られた。温泉地としての歴史的背景や生活を語る上で、一翼を担っている。



構成要素名:蒸し湯跡

位置:鉄輪温泉地区

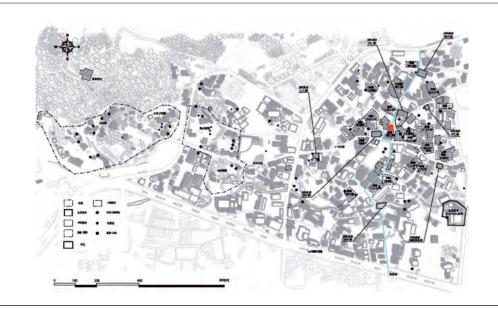
種類:工作物

小分類:温泉遺構



概要

詳細は蒸し湯の項を参照。平成18年まで蒸し湯と利用されていた地点に、その当時用いられた石材を利用して石室を復元している。現在の蒸し湯は温泉旅館から蒸気を引いているが、旧地点では当地の地熱をそのまま利用していた。鉄輪温泉地区における温泉利用からみた歴史的背景、並びに生活・生業を語る上で一翼を担っている。

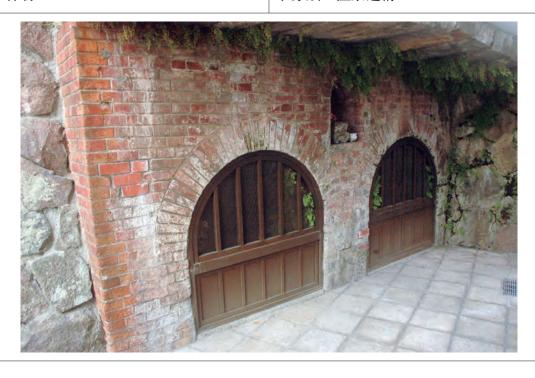


構成要素名:熱の湯湯元跡

位置:鉄輪温泉地区

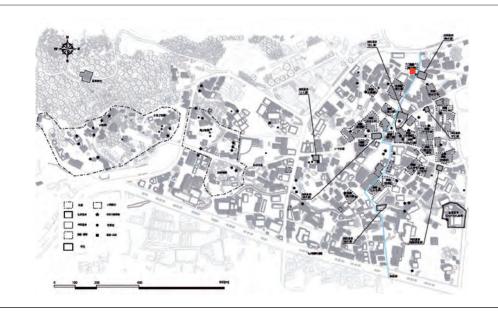
種類:工作物

小分類:温泉遺構



概要

無色透明無味無臭の温泉水が湧出していたため、昭和4年(1929)に水道が敷設されるまでは地元の飲料水源として利用され、戦後も炭酸健康飲料水泉として使用されていた。しかし、北側にある北鉄輪地区において、田畑が住宅化するなど開発が進行すると、水脈の変化により温泉が枯渇してしまい、湯元としての機能は停止している。近年では、遺構としての価値を見出されて修景されるなど、温泉地における歴史的背景や生活・生業面を語る上で重要な役割を担っている。



構成要素名:元湯跡石碑 位置:鉄輪温泉地区

種類:工作物 小分類:碑



概要

建治2年(1276)頃に、時宗の開祖である一遍上人が別府に立ち寄り、鉄輪の地獄を鎮めて湯治場とした際に開かれた温泉の一つという伝承が残っており、上渋の湯(現在の渋の湯)が建てられて「下渋の湯」と呼ばれるまでは、本来の渋の湯であった。戦後になって、下渋の湯を取り壊す計画が持ち上がった際、住民の努力により区営の「元湯」となったものの、その後維持管理が難しくなり、平成18年(2006)に廃止され、当地に石碑が建てられている。温泉地としての鉄輪温泉地区における歴史的背景、及び生活・生業面を考える上で重要な地点を示すものとして一定の役割を果たす。

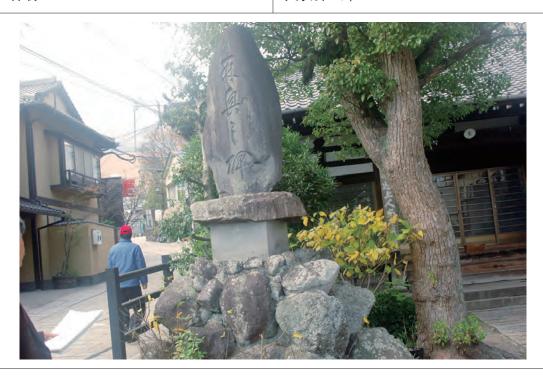


構成要素名:永福寺再興之碑

位置:鉄輪温泉地区

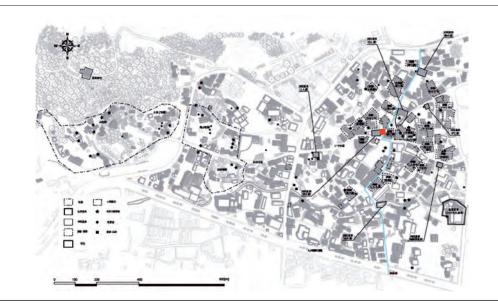
種類:工作物

小分類:碑



概要

詳細については、温泉山永福寺の項を参照。明治24年(1891)に尾道の永福寺から寺号を借り受けて温泉山永福寺となった後、大正9年(1920)に地元有志や信者などにより建立された。高さ約2mの石碑で、廃寺となった湯滝山松寿寺から再興したことを象徴するものとして、温泉山永福寺と共に鉄輪温泉地区における歴史的背景、及び生活・生業を語る上で一翼を担っている。



構成要素名:「渡辺医院」石門

位置:鉄輪温泉地区

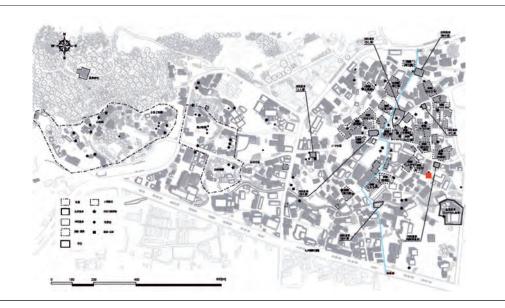
種類:工作物

小分類:その他工作物



概要

現在は別の医院が経営している敷地の道沿いに所在している。石の支柱にアーチ状の鉄骨が残っている状態で、向かって右側に医院名を記した金属製の表札が掛けられている。湯治場における診療所の痕跡を示すものであり、鉄輪温泉地区における貸間型湯治習俗を語る上で一翼を担う。



構成要素名:冨士屋旅館前の石畳

位置:鉄輪温泉地区

種類:道路工作物

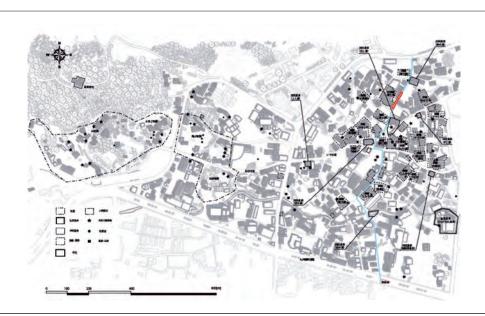
小分類:「別府石」の石畳



概要

富士屋旅館の東側を通る約50m 弱の坂道に敷かれている。まちづくり交付金事業により整備されたものとは違い、自然石を敷いたものである。鉄輪温泉地区温泉湯けむり重点景観計画の景観形成の基本的方針の中に、「下駄の音が似合う湯治場」を目指すことが含まれており、今後の指標となりうる点からも重要な役割を果たすと考えられる。

なお、別府石とは、別府が温泉観光地として発展した頃に、当地で別荘を持つことが一つのステータスとされていた時代に生まれたと考えられる通称である。特定の産出地及び石材に対するものではなく、地面を掘ると石が多く出てきて、石垣などに利用した際、石材名を言うより響きがいいために使われた。別府の土地柄を象徴したものと言える。



構成要素名:鬼石坊主地獄

位置:鉄輪温泉地区

種類:観光施設

小分類:地獄



概要

地名に由来して名称を付けられた。池の中から熱泥が沸き起こる様子を見ることができる。一時期閉鎖していたが、平成14年(2002)に約40年ぶりにリニューアルオープンした。「地獄めぐり」の一環として観光の目玉の一つとなっており、鉄輪温泉地区における観光習俗を語る上で一翼を担っている。



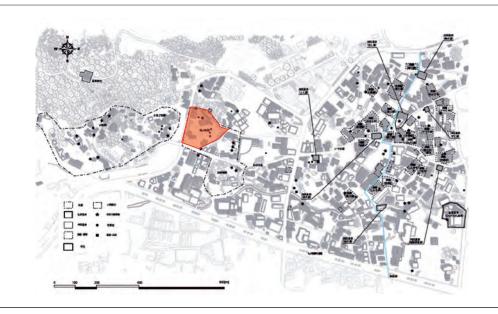
構成要素名:鬼山地獄 位置:鉄輪温泉地区

種類:観光施設 小分類:地獄



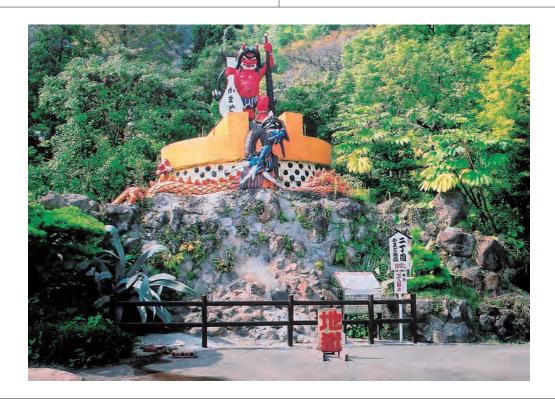
概要

地名に由来して名称を付けられた。大正12年(1923)に日本で初めて温泉熱を利用してワニの飼育を始め、「ワニ地獄」の別名を持つ。現在約100頭のワニを飼育し、「地獄めぐり」の一環として観光の目玉の一つとなっており、鉄輪温泉地区における観光習俗を語る上で一翼を担っている。



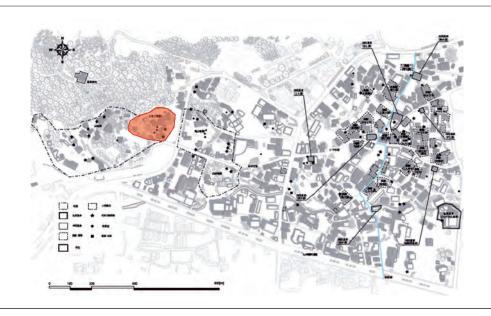
構成要素名:かまど地獄 位置:鉄輪温泉地区

種類:観光施設 小分類:地獄



概要

氏神である竈門八幡宮に、毎年春と秋の2回、地獄の噴気で炊いた飯米を供える風習に由来して名称を付けられた。昭和11年(1936)に開園し、温度や成分の沈殿状態で池の色が変化する特徴がある。かつて地獄釜も使われていたが、現在は使用されていない。「地獄めぐり」の一環として観光の目玉の一つとなっており、鉄輪温泉地区における観光習俗を語る上で一翼を担っている。



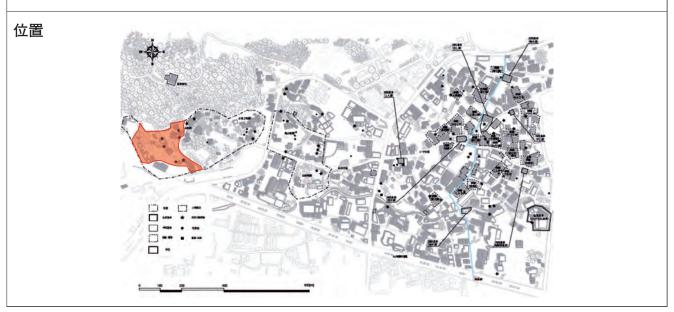
構成要素名:山地獄 位置:鉄輪温泉地区

種類:観光施設 小分類:地獄



概要

噴気に伴い地表に噴出する粘土が累積した結果山の形になり、その山のいたるところから噴気が上がっている様子に由来して名称を付けられた。温泉熱を利用して、世界各国の珍しい動物や植物を飼育している。「地獄めぐり」の一環として観光の目玉の一つとなっており、鉄輪温泉地区における観光習俗を語る上で一翼を担っている。



構成要素名:海地獄

位置:鉄輪温泉地区

種類:観光施設

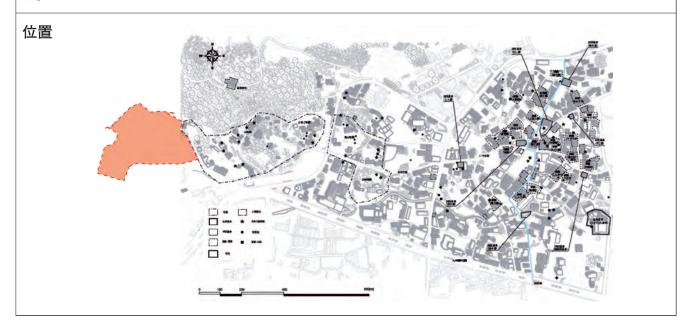
小分類:地獄



概要

約1,200年前の鶴見岳の爆発によって作られたという伝承が残っている。明治時代に入って、千寿吉彦が温泉付き別荘地にするため土地を購入したものの、明治43年(1910)に管理者が覗き見していた湯治客から見物料を徴収したのを機に、見世物としての価値があることから観光施設化した。他の地獄の所有者もそれに続いて「地獄めぐり」などの目玉を作るなど、別府の観光総合産業を発展させることになる。

池に浮遊する微細なカオリナイトが太陽光を散乱させた結果、池の本来の色と重なり鮮やかな青緑色を呈している。平成21年(2009)7月に「別府の地獄」の一つとして、池の部分が国の名勝指定を受けている。鉄輪温泉地区における観光習俗を語る上で、自然・歴史・生活・生業の各側面を持ち合わせる重要な位置を占める。



構成要素名: 白池地獄

位置: 鉄輪温泉地区

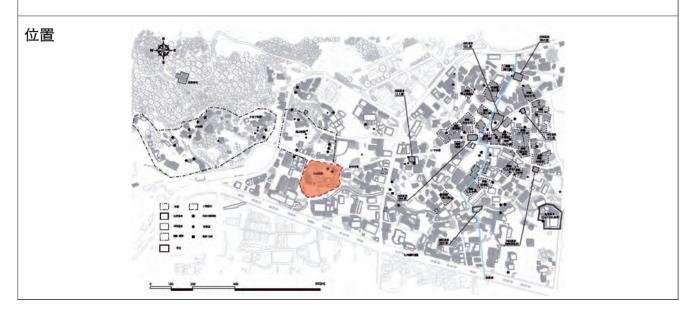
種類:観光施設

小分類:地獄



概要

昭和6年(1931)にボーリングによる掘削で湧き上がった温泉を、観光施設の地獄として創業し、「地獄めぐり」の一環として別府の観光に資している。泉質は含ホウ酸食塩泉で、成分としてケイ酸、塩化ナトリウム、重炭酸カルシウムを含んでいる。温泉水の噴出時は透明であるが、池に落ちた際の温度と圧力の低下により、青白く変化して見える。園内では温泉熱を利用して熱帯魚を飼育しているほか、庭園を形成する際に国東塔や向原石幢が持ち込まれ、現在大分県指定有形文化財となっている。池の部分については、平成21年(2009)7月に「別府の地獄」の一つとして国の名勝指定を受けている。鉄輪温泉地区における観光習俗を語る上で、主要な位置を占める。



構成要素名: 冨士屋旅館のウスギモクセイ

位置: 鉄輪温泉地区

種類:植生

小分類:樹木



概要

冨士屋旅館の庭園内で、前門の近くに植えられている。樹高約7m、胸高幹囲1.93m で推定樹齢は約200年ほどと考えられる。枝張りがよく、現在大分県特別保護樹木に指定されている。鉄輪温泉地区において、都市市街地中の貴重な緑として、また建物とともに庭園を形成してきた歴史的な経緯から見て、冨士屋旅館と一体となって生活・生業を語る上で一翼を担っている。

